

宅地造成等に関する工事の許可申請添付書類の作成要領

(正・副 2部提出のこと)

番号	書類名	特定 宅地造成 盛土等	土石の 堆積	附属書類及び作成上の留意点
1	<u>許可申請書</u> ※ (省令第7条第1項)	○	○	・地番は小さい順に、全筆記入、水路・里道敷を含む場合は、明示指令書に合わせた名称で記入の事。
2	<u>委任状</u> ※ 〈実印又は本人署名〉	○	○	・他人に申請手続きを委任する場合必要。復代理人についても必要 ・実印の場合は <u>印鑑証明書</u> 、自署の場合は <u>住民票</u> 又は <u>個人番号カード</u> (番号を黒塗りしたもの)の写し <u>印鑑証明書</u> 、住民票は受付日の3ヶ月以内の原本) ・訂正用の印鑑も押印のこと。
3	設計者資格証明書 (省令第7条第1項第5号)	○	○	<u>設計者の資格に関する調書</u> ※ <u>卒業証明書</u> 、 <u>資格・免許等の写し</u> (原本照合要)、 <u>実務経歴証明書</u> 以下の設計をするときに必要 ・高さが5mを超える擁壁の設置 ・盛土又は切土をする土地の面積が1,500㎡を超える土地における排水施設の設置
4	<u>地籍図(公図)</u> (細則第6条第1項第7号)	○	○	法務局の写し。〈受付日の3ヶ月以内〉 <u>申請区域を朱線で囲むこと</u> 。 転写の日付、氏名を記入すること。
5	<u>土地の登記事項証明書</u> (細則第6条第1項第6号)	○	○	・宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の施行区域内の <u>土地の登記事項証明書</u> 〈受付日の3ヶ月以内の原本〉 <u>土地の登記事項証明書と住所が違ふときは住民票の附票等が必要。</u> (原本還付無)
6	工事主の資力・信用に関する書類 (省令第7条第1項第7号～第9号、第2項第5号～第7号、細則第6条第1項第2号及び第3号)	○	○	〈共通事項〉 ・ <u>資金計画書</u> ※
		○	○	〈個人の場合〉 ・工事主の <u>住民票</u> 〈受付日の3ヶ月以内の原本〉又は <u>個人番号カード</u> (番号を黒塗りしたもの)の写し ・所得税の <u>納税証明書(その1)</u> を最近3年間分又は <u>(その3の2)</u> ・工事主の <u>残高証明書</u> 〈受付日の3ヶ月以内の原本〉又は <u>融資証明書</u> (証明有効期限及び期間に注意)

		○	○	〈法人の場合〉 ・工事主の<u>履歴事項全部証明書</u>(<u>登記事項証明書</u>)〈受付日の3ヶ月以内の原本〉 ・<u>事業経歴書</u>※ ・①役員の<u>住民票</u>〈受付日の3ヶ月以内の原本〉又は<u>個人番号カード</u>(番号を黒塗りしたもの)の写し ・発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者がいる場合は、該当するものの上記①及び当該株主の有する株式の数又は出資の金額が確認できる書類 ・資力に関する(ア)又は(イ)のいずれか (ア)工事主の<u>残高証明書</u>(受付日の3ヶ月以内の原本)又は<u>融資証明書</u>(証明有効期限及び期間に注意) (イ)直近3事業年度における<u>貸借対照表</u>、<u>損益計算書</u>、<u>株主資本等変動計算書</u>及び<u>個別注記表</u> ・法人税の<u>納税証明書</u>(その1)を最近3年間分又は(その3の3)
7	工事施行者の能力に関する書類 (細則第6条第1項第4号)	○	○	・工事施行者の<u>履歴事項全部証明書</u>又は<u>代表者事項証明書</u>〈受付日の3ヶ月以内〉 ・<u>工事施行者に関する調書</u>※ ・<u>建設業の許可証明書</u>(建築・土木工事)の写し
8	宅地造成及び土石の堆積に関する工事施行同意書(実印又は本人署名) (省令第7条第1項第10号、第2項第8号、細則第6条第1項第5号)	○	○	・宅地造成及び土石の堆積に関する工事区域内の土地又はその土地にある建築物及び工作物について、造成事業の施行の妨げとなる権利(所有権、永小作権、地上権、地役権、賃借権、質権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利等)を有する者の<u>同意を得たことを証する書類</u>※〈同意日が受付日の3ヶ月以内〉 ・実印の場合は<u>印鑑証明書</u>、<u>資格証明書</u>(法人の場合)、自署の場合は<u>住民票</u>又は<u>個人番号カード</u>(番号を黒塗りしたもの)の写し〈<u>印鑑証明書</u>、<u>資格証明書</u>及び<u>住民票</u>は受付日の3ヶ月以内の原本〉 ・土地の<u>登記事項証明書</u>と<u>印鑑証明書</u>等の住所が違うときは<u>住民票の附票等が必要</u>。 ・建築物がある場合は<u>家屋の登記事項証明書</u>の添付が必要。
9	住民への周知措置を講じたことを証する書類 (省令第7条第1項第11号、第2項第9号)	○	○	○周知方法毎の必要書類 〈共通〉 ・<u>周辺地域の住民への周知報告書</u>※ 〈説明会開催の場合〉 ・<u>開催の周知範囲が分かる位置図等</u> ・<u>周辺地域の住民一覧表</u>※ ・<u>開催案内及び開催結果が分かる資料</u>(説明会に用いた資料等) 〈書面配布の場合〉

				・<u>配布範囲が分かる位置図等</u> ・<u>周辺地域の住民一覧表※</u> ・<u>配布した書面</u> 〈掲示及びインターネットによる場合〉 ・<u>掲示場所が分かる位置図等</u> ・<u>掲示状況の写真</u> ・<u>閲覧ページの写し(URL 含む)</u>
10	工事主の誓約書 (省令第7条第1項第12号、 細則第6条第1項第8号)	○	○	・宅地造成及び特定盛土等規制法に違反していない旨などの<u>誓約書※</u> 〈受付日3ヶ月以内〉 ・暴力団員との関係を有しないことの<u>誓約書※</u>〈受付日3ヶ月以内〉
11	事前相談書の写し	○	○	
12	各課協議録	○	○	・協議内容を図面等に反映すること。
13	現況写真 (省令第7条第1項第6号、第 2項第4号)	○	○	・申請地及びその周辺の全体が分かるもの。
14	明示指令図(道路、水路、里 道、都市計画施設等)	○	○	・官民及び都市計画施設等の明示、証明書の写し添付。 ・<u>境界線を朱線記入</u>。原本照合要。 ・道路後退がある場合等必要に応じて添付
15	構造計算書 (省令第7条第1項第2号、 第2項第2号、第2項第3号)	○		〈鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造の擁壁を設置する場合〉 ・擁壁高さ1m超(RC造等)の時必要。<u>構造図</u>・<u>配筋図</u>添付。 ・高さ別に必要。 ・構造計画、応力算定及び断面算定
			○	〈土石の堆積を行う面(鋼板等を使用したものであって、勾配が10分の1以下であるものに限る。)を有する堅固な構造物、又は堆積した土石の滑動を防ぐため又は滑動する堆積した土石を支えるための構造物を設置等する場合〉 ・措置の概要、構造計画、応力算定及び断面計算等
			○	〈堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板等の設置措置を講ずる場合〉 ・措置の概要、構造計画、応力算定及び断面計算等

16	大臣認定擁壁	○	○	大臣認定擁壁の場合 ・認定書 ・製造工場の認証証明書 ・計画条件が認定条件を満足していることがわかる書類
17	土質試験結果	○		〈サウンディング〉 ・標準貫入試験(深度は底版幅の2倍以上)、スクリーウエイト貫入試験(スウェーデン式サウンディング試験)(5ヶ所以上)等 ・報告書一式を添付 ・地耐力の算定が必要な場合
		○		〈物理的性質試験〉 ・粒度試験等
		○		〈力学的性質試験〉 ・一面せん断、三軸圧縮試験等
18	地盤、崖面及び溪流等における盛土の安定計算書 (省令第7条第1項第3号及び4号)	○		〈災害の生じるおそれか特に大きい土地において、高さ15mを超える盛土をする場合、崖面を擁壁で覆わない場合〉 ・土質試験その他の調査 ・試験に基づく安定計算書
		○	○	〈溪流等において盛土をする場合〉 ・盛土の安定計算書
19	許認可等の写し	○	○	・他の法令で許認可等を要する時は、それらの許認可等を証する書類
20	工程表	○	○	工事の期間が分かるもの。 申請書の工事予定期間と合わせること。
21	その他必要と認める書類 (細則第6条第1項第8号)	○	○	

注1)※は様式有

注2)原本提出を求めている書類について、原本還付は行いません。